

2019年10月以降の地域別最低賃金が決定

～ 東京都は1,013円（前年比+28円） ～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が答申した令和元年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。これは、7月31日に示された中央最低賃金審議会の目安を受けて、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、各都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までに順次発効される予定です。

本年度の改定ポイントは以下のとおりです。

【令和元年度の改定ポイント】

- ・東京、神奈川で全国初の時間額1,000円を超える。
（東京都1,013円、神奈川県1,011円）
- ・改定額の全国加重平均額は901円（昨年度874円）。
- ・全国加重平均額27円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。
- ・最高額（1,013円）と最低額（790円）の金額差は、223円（昨年度は224円）となり、平成15年以降16年ぶりの改善。
また、最高額に対する最低額の比率は、78.0%（昨年度は77.3%）と、5年連続の改善。
- ・東北、九州などを中心に全国で中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が19県。
（昨年度は23県。目安額を3円上回る引上げ（鹿児島県）は6年ぶり）

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！